

日本に在留する外国人の皆さんへ

平成21年に入国管理法などの法律が改正され、新しい在留管理制度が平成24年7月から開始される予定です。

新制度が開始すると、外国人登録制度はなくなり、外国人も住民票に登録されます。

制度の主な内容は、在留期間の上限を3年から最長5年とすることや、出国の日から1年以内に再入国する場合の再入国許可手続きを原則として不要とする、みなし再入国許可制度の導入など、適法に在留する外国人に対する利便性の向上を図る制度です。

【中長期在留者】

観光などの短期滞在者等を除く、適法に3カ月を超えて在留する外国人で、日本国内に住所を有する方

在留カード

上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可など、在留にかかる許可に伴って、「在留カード」が交付されます。カードには、基本的身分事項や在留資格、在留期間が記載され、顔写真が貼付されます。

「外国人登録証明書」(カード)は新制度開始後も、当面の間は使用することができます。

※現在お持ちの「外国人登録証明書」をすぐに「在留カード」に換える必要はありません。

- 1 新制度開始後、当面の間は、外国人登録証明書(登録証)を在留カードとみなすこととなります。
 - 永住者の方・・・法施行日から3年
- 2 登録証の有効期限
 - 永住者以外の方・・・在留資格の更新期限
 - 16歳未満の方・・・上記の日または16歳の誕生日のいずれか早い日
- 3 「在留カード」への切替申請及び交付場所は、入国管理局です。

「在留カード」の事前交付申請について

ご希望の方は、入国管理局で事前交付の申請ができます。
〔※交付は、法施行日以降、入国管理局にて〕

外国人登録法が廃止になります

- 1 新制度の開始に伴い、外国人登録法が廃止となります。
- 2 外国人登録の情報を記載してある「外国人登録原票」は、各市区町村から国へ送付することになっています。そのため、今まで外国人登録原票の情報をもとに、お住まいの市区町村で作成していた**証明書(※)**は、発行できなくなります。(※:外国人登録原票記載事項証明書)
- 3 新制度の開始後は、居住歴、氏名・通称名、国籍の変更履歴や家族登録など、外国人登録原票の内容についての証明が必要な場合は、ご本人が直接法務省に請求することになります。

仮住民票を作成して通知します

- 1 外国人を住民票に記載するために、現在の外国人登録原票の情報をもとに、新制度対象者の仮住民票を作成し、本人に郵送で通知します。(平成24年5月予定)
- 2 通知の内容に誤りがある場合は、外国人登録の変更・訂正の申請をしていただき、その申請に基づき、「仮住民票」を修正します。

外国人も住民票に登録されます

- 1 外国人登録制度がなくなり、外国人も日本人と同様に住民票に登録されます。
- 2 今住んでいる市区町村から別の市区町村に引っ越し場合は、事前に今住んでいる市区町村に転出届をして転出証明書(※転出届をすると交付される書類)の交付を受け、引越し後に新住所の市区町村で転入届をします。転入の際には、「転出証明書」と「在留カード」が必要となります。
- 3 在留資格、パスポート、氏名、国籍、仕事の変更等については、市区町村への届出は不要となります。

今後、引越しを予定される方は、引越してから14日以内に、住所の変更登録の申請を行ってください。また、現在外国人登録上の住所と実際にお住まいの場所が違う方は、なるべく早く住所の変更登録申請をお願いします。

【短期在留者】

現在の外国人登録法では、申請すれば、在留資格に関係なく外国人登録できましたが、新たな制度(住民基本台帳制度)では、住民登録できる人の制限があります。

住民登録できない人

- 「短期滞在」の在留資格の方
- 「3カ月以下」の在留期間の方
- 在留資格がない方
- 在留期限が切れている方

※住民登録ができないと、現在受けている各行政サービスを受けられなくなる可能性があります。

例:印鑑登録ができない、住民票の写し・印鑑証明書の発行ができない、子ども手当や特別児童扶養手当が受給できないなど。

在留資格の手続きを忘れている方は、なるべく早く、入国管理局で手続きを行ってください。
※在留資格の申請等についてのお問合せは、入国管理局へお願いします。

制度や手続きについてのお問い合わせ

☆ 新在留管理制度に関すること

法務省ホームページ http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

外国人在留総合インフォメーションセンター TEL0570-013904

☆ 住民票に関すること

総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

※この「お知らせ」は、新制度の主な内容を案内するもので、外国人に関する法改正の全ての内容をお知らせするものではありません。詳しい情報は、ホームページ等でご確認ください。

【問い合わせ】税務住民課 住民班 TEL68-6695